

令和3年度 第1期 論文式刑法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出してください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。
また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞄等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔刑 法〕

次の〔事例〕を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

- 1 甲は、道路工事会社の課長として、深夜工事現場での不測の事態に備えるために交替で同社所有の同社事務所に一人で泊まり込む宿直業務を他の管理職と共に担っており、約1か月に1回の頻度で、担当日の午後10時から翌朝午前7時まで、同社事務所内に設けられた畳敷きの和室に一人で泊まり込み、電話対応等にあたっていた。なお、同室内には布団等が準備されており、仮眠をとることが許されていた上、寒い時期には、同室内の灯油ストーブを使用することも認められていたが、同社事務所が木造であったこともあり、同社内規には、同ストーブ使用時は消火が確実に確認できるまでは仮眠してはならないと明記されるとともに、宿直業務中の飲酒も、同内規で禁じられていた。
- 2 甲は、令和2年2月5日午後10時から宿直業務を担当しており、その頃、甲以外の従業員が全て帰宅し、前記事務所内に一人になると、前記ストーブに点火した上、缶ビールを飲みながら、紙の図面等が大量に入った段ボール1箱を同ストーブから約30センチメートル離れた畳上において、図面等の検討を始めた。同日午後11時頃、飲みすぎて気分が悪くなつたことから、甲は、仮眠をとることにしたが、寒かったことから、前記ストーブを点けたまま、前記図面等を前記段ボール箱の周囲に散乱させた状態で、眠りに落ちた。
- 3 甲は、翌6日午前1時頃、目を覚まし、前記ストーブの火が前記段ボール箱に燃え移っていて、さらに火が木の床柱等に燃え移ろうとしていることに気付くとともに、同室の隅に消火器が置いてあることを確認したものの、散乱したビールの空き缶を見て、上司に叱責されると考えるに至り、とっさに自らの荷物を手に取り、何ら延焼防止の措置もなさずに同事務所出入口から出て自宅に逃げ帰った。
- 4 前記事務所から約100メートル離れた住宅に居住する乙は、深夜に帰宅中、甲が同事務所から走り去るのを目撃し、おかしいと感じ、同日午前1時5分頃、無施錠の同事務所出入口から中を確認したところ、前記段ボール箱が燃えており、放置すれば同事務所内の木の床柱等に燃え移る可能性があることに気付くとともに同事務所内に消火器が置いてあることに気付いたが、同事務所と何ら関係がなかったことから、放置し、何らの措置を講じずに自宅に帰った。
- 5 前記事務所は、前記3の火が前記床柱に燃え移ったことなどから全焼した。

〔設問〕

〔事例〕における甲及び乙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反を除く）。

